

みやざき

《今月の主な記事》

日本年金機構 からのお知らせ.....2	退職者等の保険証の回収と返却に関するお願い.....4
「被保険者報酬月額変更届」の届出が必要な場合について.....2	上手な医療のかかり方.....5
提出もれはございませんか?.....2	一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ.....6
社会保険料の納付は口座振替をご利用ください.....3	健康づくり講習会のご案内.....6
「資格喪失届」及び「被扶養者(異動)届を提出していただく際の 「健康保険被保険者証」等の取扱いについて.....3	年末調整等に関する事務講習会.....7
協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ.....4	インフォメーション.....8
	年金相談の日程等.....8

高鍋城灯籠まつり (高鍋町)

高鍋城灯籠まつりは、毎年10月に舞鶴公園周辺で開催される高鍋町の代表的なイベントで、江戸時代の高鍋藩主で名君として知られた秋月種茂公が設立した藩校明倫堂の、『人の倫(みち)』を育む心に明かりを灯すという教えを受け継ぎ、伝えていくためのまつりです。

舞鶴公園や城堀周辺に設置された灯籠に火が灯され幻想的な雰囲気に包まれます。

期間中は、ステージイベントや物産展も行われ毎年多くの人手で賑わいます。





「被保険者報酬月額変更届」の届出が必要な場合について

被保険者の標準月額、昇給や降給によって報酬額が大幅に変動した場合、改定を行うことになっています。これを標準報酬月額の「随時改定」といい、次の3つすべてにあてはまる場合に、標準報酬月額の改定が必要となりますので、「被保険者報酬月額変更届」を提出してください。

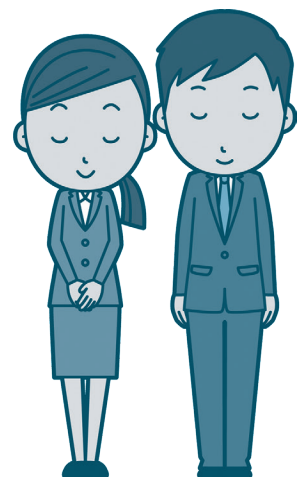
1. 昇(降)給などで固定的賃金の変動があったとき。
2. 固定的賃金の変動月以降引き続く3か月間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額にあてはめ、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき。
3. 固定的賃金の変動した日以降、引き続いた3か月における報酬の支払われたすべての支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)以上あるとき。

ただし、次の場合は、随時改定の要件には該当しませんので、「被保険者報酬月額変更届」の提出は不要です。

- ① 固定的賃金は上がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額が従前の標準報酬月額より下がり、2等級以上の差が生じた場合。
- ② 固定的賃金は下がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額が従前の標準報酬月額より上がり、2等級以上の差が生じた場合。

提出もれはございませんか？

7月12日までが提出期限となっていた「算定基礎届」の提出がまだお済みでない被保険者がいる場合は、管轄の事務センターまたは年金事務所へすみやかにご提出下さい。なお、8月または9月の随時改定が予定されていたため、「算定基礎届」の提出を行っていなかった被保険者につきましても、随時改定の要件に該当しなかった場合は、改めて「算定基礎届」をご提出いただく必要があります。



- 日本年金機構から送られてきた納入告知書は、毎月必ず開封し保険料額を確認してください。
- 退職された場合や被扶養者でなくなった場合の健康保険証は、すみやかに回収し、管轄の年金事務所へお返しください。

社会保険料の納付は口座振替をご利用ください

毎月、金融機関に出向く必要がないので便利です。

- 口座振替手数料のご負担は不要です。
- 全国の金融機関がご利用になれます。
 - ⇒銀行、信用金庫、労働金庫、農協、ゆうちょ、イオン銀行等の口座から振替が可能です。
 - ※一部お取扱いの出来ない金融機関がございます。
(イオン銀行を除く、インターネット専業銀行等)
- 毎月末日に、前月分の保険料をご指定の口座からお引き落としします。
 - ※振替当日に残高が不足していた等の事情で口座振替が出来なかった場合は、後日郵送される納付書にて、金融機関等の窓口で納付していただくことになります。

口座振替を希望される場合や、ご不明な点等がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

「資格喪失届」及び「被扶養者(異動)届」を提出していただく際の「健康保険被保険者証」等の取扱いについて

「健康保険・厚生年金保険 被保険者 資格喪失届」及び「健康保険被扶養者(異動)届」(被扶養者の削除・変更)を提出する際は、「健康保険被保険者証」等を必ず添付して下さい。

また、紛失したなどの理由で添付できない場合は、「健康保険 被保険者証回収不能届」を添付していただくか、「資格喪失届」及び「被扶養者(異動)届」の備考欄へその旨を記載してください。なお、「健康保険 被保険者証回収不能届」には被保険者の電話番号の記入をお願いします。

※後日「健康保険被保険者証」等が見つかりましたら、速やかに返納していただきますようお願いいたします。

無効の「健康保険被保険者証」等を使って医師の診療を受けた場合は、後日その医療費を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ

全国健康保険協会

退職者等の保険証の回収と返却に関するお願い

事業主の皆様へ～保険証の早期返却をお願いします～

「資格喪失届」「被扶養者異動届(認定解除)」に保険証が未添付の場合、被保険者様宛に「①保険証無効のお知らせ(日本年金機構より)」、続いて「②保険証返却に係る督促文書(協会けんぽより)」が送付されます。(※「電子申請」による手続で、**保険証の返却が遅れた場合には、上記②を被保険者様へ送付します。**)

実際には事業所様にて保険証を回収いただいているにもかかわらず、日本年金機構への返却が遅くなった場合には、被保険者ご本人様に督促文書をお送りすることとなり、「事業所に返したはずなのに…」とご心配をおかけするケースが発生しております。

行き違いによるトラブルを避けるためにも、事業所様におかれましては、下記について改めて徹底方お願い申し上げます。



● 「資格喪失届」「被扶養者異動届(認定解除)」への保険証添付 ※「電子申請」による手続の際も保険証即時返却

早期回収をお願いする背景として、健康保険の資格が無効となった保険証を使用して病院等の医療機関を受診する「無資格受診」が多発しているという状況がございます。

以下の記事内容につきまして従業員様に広くお知らせいただき、無資格受診の発生防止にご協力くださいますようお願いいたします。



在職中に発行された保険証は、「退職日の翌日(資格喪失日)」または「扶養から外れた日(被扶養者でなくなった日)」から使用できなくなります。

誤って使用することがないように充分にご注意ください。

退職した時や、扶養から外れた時は、速やかにお勤め先へ保険証を返却しましょう!

(1) 保険証の誤使用が多いケース

- × 勤務先から保険証を返却するよう言われなかったため、使用できると思っていた。
- × 次の保険証が手元に届くまで、使用できると思っていた。
- × 「月の途中」の退職の場合は、月末まで使用できると思っていた。
- × 保険証を医療機関等の窓口で提示したら、何も言われず使用できた。
- × 退職前から治療している傷病については、治療終了まで使用できると思っていた。



医療機関等で保険証の有効・無効を判断することはできませんので、誤って提示しないようご注意ください。また、継続して受診する場合は、保険証が変更になる旨を該当の医療機関等へ必ずお伝えください。

(2) 無資格の保険証で医療機関(病院)等を受診してしまった場合は…?

受診の際にかかった総医療費のうち、受診者負担分を除く7～8割の金額は、協会けんぽから医療機関等へ支払います。無資格の場合は、後日、協会けんぽが一時的に立替え負担した「総医療費の7～8割の金額」を、**被保険者様へ請求させていただきます。**

⚠ 宮崎支部では、令和2年度は、約4,000万円(1,100件)もの「返納金(医療費の返還請求)」が発生しました。



各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
協会けんぽ宮崎支部 TEL:0985-35-5364

※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます！

協会けんぽ 宮崎

検索

上手な医療のかかり方 ～体とお財布にやさしくなる4つの方法～

●診療時間内に受診しましょう

診療時間外、夜間、休日等に受診すると、通常料金の他に時間外料金が加算されます。また、救急医療の妨げになりますので、緊急時以外は診療時間内に受診しましょう。



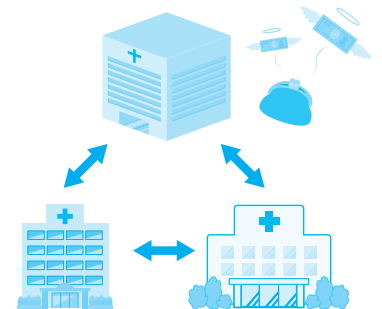
●気軽に相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう

日常的な病気の治療や医療相談ができる「かかりつけ医」を持ち、気になる症状があればまず相談しましょう。本格的な検査や治療が必要な場合は、大きな病院を紹介してくれます。
※紹介状を持たずに大きな病院(200床以上)を受診すると特別料金が加算されることがあります。



●ハシゴ受診は体とお金の負担になるため控えましょう

同じ病気やケガで複数の医療機関を受診することを「ハシゴ受診」といいます。同じような検査や投薬を繰り返されると、医療費がかさむだけでなく、体にも負担となります。治療等に不安があるときはまず医師に伝えてみましょう。



●子ども救急医療電話相談「#8000」を利用しましょう

保護者の方が、休日・夜間の急なお子さまの症状について判断に迷ったときは、看護師へ電話による相談を受けられます(小児科医の支援体制のもとに看護師が相談に応じます)。

特に小さいお子さまは、自ら症状を訴えることができないため、保護者の方も判断に迷うことが多いと思います。そのようなときは子ども救急医療電話相談「#8000」をご利用ください。



健康づくり講習会のご案内

(一財)宮崎県社会保険協会では、職場で働くみなさんの健康管理と、健康の保持・増進のお手伝いとして、保健師・健康運動指導士による講習会及び、実技指導等を実施しています。少人数でも大丈夫です。この機会に是非、お申込み下さい。

※費用は当協会が全額負担しますので無料です。

(非会員事業所及び会費未納事業所は実費負担となります)

保健師による主な講習会内容	健康運動指導士による主な講習会内容
<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の予防と対策 ・インフルエンザの予防と対策 ・歯と口の健康法 ・新型コロナウイルス感染予防と対策 ・生活習慣病の予防と対策 ・その他(ご希望のテーマ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰痛・肩こり予防体操 ・座ってできる筋力アップ ・ストレッチ体操とリラクゼーション ・ロコモティブシンドロームの対策運動 ・脳のトレーニング ・その他(ご希望のテーマ)

お申込・お問い合わせは

(一財) 宮崎県社会保険協会

〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C

TEL (0985) 23-0200 FAX (0985) 23-9077

ホームページからお申込みができます ◇ <https://shahokyo-miyazaki.jp/>



※健康づくり講習会の申込み方法

1～2ヵ月前にお申込をお願いします。下記の申込み用紙に必要事項をご記入の上、FAXでお申込ください。また当協会のホームページでも申込ができます。

健康づくり講習会申込書

希望講師	保健師 ・ 健康運動指導士		
講習会の開催日時	令和	年	月 日 () 時 分 ~ 時 分
講習会場名 (事業所で実施の場合は事業所名)			
(申込日) 令和 年 月 日			
事業所名			
ご住所	〒		
担当者名	電話番号		

令和3年度 ～年末調整等に関する事務講習会～

社会保険事務及び総務担当者を対象とした年末調整・源泉徴収等の手続きに関する講習会を下記のとおり開催しますので、ご参加をお待ちしております。

新型コロナウイルス感染防止及び参加者の安全確保の観点から、当日は受付にて非接触式電子温度計で測定し、37.5度以上の方はご入場をお断りするとともに、必ずマスク着用での参加をお願いします。(受付に消毒液を準備します)

なお、新型コロナウイルスの感染状況により開催を中止することがありますので、予めご了承ください。

地区名	開催日	時間帯	会場名	定員
宮崎	3年11月 8日(月)	14:00～16:00	宮崎市民文化ホール(イベントホール)	80
延岡	3年11月 4日(木)	14:00～16:00	延岡市社会教育センター(研修室1)	40
都城	3年11月10日(水)	14:00～16:00	都城市ウエルネス交流プラザ (茶霧茶霧ギャラリー)	40

講師 原 隆雄 税理士事務所
所長 原 隆雄 氏

対象者 年末調整等に携わる事務担当者
年末調整等に関する知識を確認されたい方

参加費 会員事業所は**無料**
会員未納事業所及び非会員事業所は実費負担(3,000円)となります。

募集定員 各会場とも定員になり次第、締め切ります。**※先着順**
受講決定者の方には、申込日より1週間以内に参加証をFAXでお送りします。
なお、参加証が1週間過ぎても届かない場合は、当協会までご連絡をお願いします。

申込方法 下記の申込書にご記入の上、FAX又はホームページでお申込みください。
【FAX番号】0985(23)9077
【ホームページアドレス】<https://shahokyo-miyazaki.jp/>

お問合せ先 〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C
一般財団法人 宮崎県社会保険協会 TEL0985(23)0200



年末調整等に関する事務講習会参加申込書

事業所名	事業所整理記号 (記入例) 01-イロハ		
参加者氏名			
FAX番号 (必ずご記入ください)	電話番号	()	-

9・10月の年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
9月・10月の平日受付	月曜日 火～金曜日	午前8:30～午後7:00 午前8:30～午後5:15
9月の休日受付	11日(土)	午前9:30～午後4:00
10月の休日受付	9日(土)	午前9:30～午後4:00

9・10月の出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- ◆予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで飛び込みのご相談は承っておりません。)

会場	9月	10月
串間市役所 会議室	2日(木)	7日(木)
えびの市役所 会議室	9日(木)	14日(木)
西都市役所 市民課年金係	16日(木)	21日(木)
高千穂町役場 町民相談室	16日(木)	21日(木)
小林市役所 1階相談室	16日(木)	21日(木)
日南市役所 会議室	16日(木)	28日(木)
日向市中央公民館	22日(水)	28日(木)

年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

○電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、一律市内電話の接続料金でご利用できます。
○携帯電話でもご利用できます
○IP電話、PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

- 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8:30～午後5:15まで
※毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日)は午後7時まで受付時間を延長しています。
- 第2土曜日
午前9:30～午後4:00まで



年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください

予約の申込みは「予約受付専用電話」へ!

0570-05-4890

ゴ ヨ ヤ ク ヨ

〈予約受付番号受付時間〉月～金(平日)8:30～17:15

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
○ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
○お近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯

- 8:30～18:00(月曜日)
- 8:30～16:00(火～金曜日)
- 9:30～15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18時まで予約相談を実施しています。



協会けんぽからのお願い

保険証が使用できるのは退職日までです。

保険証は退職日の翌日からは使用できません。事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。

街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

- 相談内容** 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
- 開設場所** 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)
- 相談時間** 月曜日～金曜日※祝日・年末年始等を除く 午前8:30～午後5:15まで
- 予約専用電話番号** 0985-63-1066 (お電話による年金相談)は受け付けておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のところまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 **0985-23-0200**

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <https://shahokyo-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のところまで

宮崎年金事務所	0985-52-2111	都城年金事務所	0986-23-2571
延岡年金事務所	0982-21-5424	高鍋年金事務所	0983-23-5111

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のところまで

協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会)

0985-35-5364 (代表)音声案内が流れます

全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

- 案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
- 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
- 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保険使用、医療費通知など)
- 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康経営など)